

# 独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程

制 定 平成13年4月1日付け13本消技第137号  
最終改正 令和7年4月1日付け6 消技第3980号

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター会計規程（平成13年4月1日付け13本消技第100号（以下「会計規程」という。））の定めるところにより農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 センターが締結する契約事務の取扱いについては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

### (契約責任者)

第3条 理事長は、センターが締結する契約事務について、センター所属の職員に委任することができる。この場合において、当該委任を受けた職員を契約責任者という。

2 前項に規定する契約責任者及び事務の範囲は、別表1、別表2及び別表3に定めるとおりとする。

3 理事長は、別表1に掲げる各契約責任者が出張、休暇又はその他の事由により不在である場合において必要があるときは、別表4に定めるとおりその事務を代理させることができる。

4 前項に規定する各契約責任者の事務代理の発令は、契約責任者代理発令簿（別紙様式第1）により行う。

### (契約書の記載事項)

第4条 契約責任者は、会計規程第41条の規定により作成する契約書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約の履行場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金等
- (9) 危険負担
- (10) 契約不適合責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託する場合の再委託の制限
- (13) 談合等の不正行為に係る違約金等
- (14) その他必要な事項

(契約書の作成の省略)

第5条 会計規程第41条ただし書に規定する別に定める場合とは、次に掲げる契約をいうものとし、この場合においては契約書の作成を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもって、これに代えることができる。

- (1) 300万円を超えない契約を締結するとき
- (2) 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して物品等を引き取るとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、慣習上契約書の作成を要しないと認められるとき

(調達等合理化検討会)

第6条 契約締結事務に関する事項を審査するため本部に調達等合理化検討会（以下「検討会」という。）を置く。

2 前項の検討会の構成及び運営については、別に定める。

## 第2章 一般競争契約

(競争参加者の資格)

第7条 理事長は必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者の資格を定めることができる。

2 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、理事長の定めるところにより、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(競争に参加させることができない者)

第8条 契約責任者は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第9条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期限を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
  - 3 契約責任者は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を一般競争に参加させないことができる。

#### （入札の公告等）

- 第10条 契約責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合はその期間を5日までに短縮することができる。
- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。
    - (1) 競争入札に付する事項
    - (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
    - (3) 契約条項を示す場所
    - (4) 競争執行の場所及び日時
    - (5) 入札保証金に関する事項
    - (6) その他必要な事項

#### （入札保証金）

- 第11条 契約責任者は、会計規程第36条及び第37条の規定による競争に付そうとする場合には、競争に参加しようとする者に現金又は確実に認められる有価証券等をもって、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。
- 2 前項の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、センターに帰属するものとする。

#### （入札保証金の免除）

- 第12条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間にセンターを被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき
  - (2) 一般競争に参加しようとする者が、第7条に規定する資格を有しており、かつ、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき

#### （開札）

- 第13条 契約責任者は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

#### （入札の無効）

- 第14条 契約責任者は、第10条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

#### （再度入札）

第15条 契約責任者は、第13条の規定により開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第16条 契約責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第10条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定方法)

第17条 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約)

第18条 支払の原因となる契約のうち予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約の場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 契約責任者は、前項において、最低価格の入札者を落札者としなければならない場合は、その理由を書面をもって検討会に要請し、その者を落札者としなければならないことについて検討会の意見を求めなければならない。

(契約保証金)

第19条 契約責任者は、契約の相手方に、現金又は確実に認められる有価証券等をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、センターに帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

3 契約保証金は、契約履行後、契約の相手方に還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第20条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間にセンターを被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき

(3) 契約の相手方が、第7条に規定する資格を有しており、かつ、契約保証金の納付の必要がないと認められるとき

### 第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第21条 会計規程第37条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき
- (3) 予定貸借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が200万円を超えないものをするとき

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名基準)

第22条 前条による指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第7条の定めるところにより登録された者のうちから、理事長が別に定める基準により指名するものとする。

(競争参加者の指名)

第23条 契約責任者は、指名競争に付する場合は、なるべく10人以上指名しなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第24条 第7条から第9条まで、第11条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

(指名替)

第25条 契約責任者は、指名競争を行う場合において、入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときにおいては、第7条の資格を有する者のうちから新たに競争に参加する者を指名することができる。

## 第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第26条 会計規程第38条第1項第1号において規定する競争を許さないときとは、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約の相手方が、法令等の規定により明確に特定されるものであるとき
- (2) 契約上の特殊の物品又は特別の目的があるため買入れ先が特定され又は特殊の技術を必要とするとき
- (3) 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき
- (4) 契約の目的物が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき
- (5) 競争に付するときは、特に必要とする物件を得ることができないとき

第26条の2 会計規程第38条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき
- (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき

- (3) 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件を借り入れるとき
  - (4) 予定価格が 50 万円を超えない財産を売り払うとき
  - (5) 予定賃貸料の年額又は総額が 30 万円を超えない物件を貸し付けるとき
  - (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えないものをするとき
  - (7) 運送又は保管をさせるとき
  - (8) 国及び地方公共団体、その他公法人与契約するとき
  - (9) 慈善のため設立した救済施設から直接に物品の買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき
  - (10) 外国で契約をするとき
  - (11) センターの生産物に関する物品を売り払うとき
  - (12) 法人の行為を秘密にする必要があるとき
- 2 契約責任者は、競争に付しても入札者がいないとき、又は、再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。
  - 3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
  - 4 前 2 項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

#### (分割契約)

第 27 条 第 26 条の 2 第 2 項及び第 3 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

#### (見積書の徴取)

- 第 28 条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、慣習上見積書を徴する必要のないものとして、契約責任者が認めたときは、見積書を徴することを省略することができる。

### 第 5 章 予定価格

#### (予定価格の作成)

第 29 条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かななければならない。

#### (予定価格の決定方法)

- 第 30 条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価によることができる。
- 2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
  - 3 契約責任者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ前条及び前 2 項の基準に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、書面による予定価格の積算を省略することができる。
    - (1) 法令に基づき取引価格（料金）が定められていること、その他特別の事由があるこ

とにより、特定の取引価格（料金）によらなければ契約が不可能又は困難であると認められるとき

(2) 前号のほか、理事長が書面による予定価格の積算を省略しても支障がないとして別に定める場合によるとき

(予定価格の秘密の保持)

第31条 契約責任者は、前条により決定された予定価格を契約責任者が封印のうえ、開札又は見積書を徴取するときまで金庫等に保管し、他に漏れることのないようにしなければならない。

## 第6章 契約の履行

(監督の方法)

第32条 会計規程第42条第1項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督は、契約責任者が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第33条 会計規程第42条第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査は、契約責任者が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

(契約責任者等以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第34条 契約責任者は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により契約責任者又はその補助者が監督又は検査を行うことが困難な場合には、他の者に監督又は検査を行わせることができる。

(検査調書の作成)

第35条 第33条により検査を命ぜられた契約責任者の補助者は、契約金額が200万円を超える契約に係る給付の完了の確認をした場合は、検査調書を作成しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第36条 第32条の規定により、監督を行う者は、特別の必要がある場合を除き、第33条の規定により検査を行う者と兼ねることができない。

## 第7章 その他

(契約に係る情報の公表)

第37条 契約責任者は、支払の原因となる契約（第26条の2第1項第1号、第2号、第3号又は第6号のそれぞれの金額を超えないもの及び第12号を除く。）を締結したときは、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式第2から第5により公表するものとする。

(1) 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量

(2) 契約責任者の氏名及び所在地

- (3) 契約を締結した日
  - (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - (5) 一般競争入札又は指名競争入札の別（随意契約を行った場合を除く。）
  - (6) 契約金額
  - (7) 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又はセンターの事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
  - (8) 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
  - (9) 随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由
  - (10) 農林水産省と同一の所管に属する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人にセンターの常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
  - (11) その他必要と認められる事項
- 2 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して 72 日以内にセンターのホームページに掲載する方法により行うものとする。ただし、各年度の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については、93 日以内に公表することができるものとする。
- 3 第 1 項の規定による公表は、公表した日の翌日から起算して少なくとも 1 年が経過するまでホームページに掲載しなければならない。

附 則（平成13年 4 月 1 日付け13本消技第137号）

この規程は、平成13年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成18年 4 月 24日付け18消技第302号）

この規定は、平成18年 4 月 24日から実施し、平成18年度予算に係る随意契約から適用する。

附 則（平成19年 2 月 28日付け18消技第1550号）

この規程は、平成19年 2 月 28日から実施する。

附 則（平成19年 4 月 1 日付け19消技第351号）

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月 3 日付け19消技第2192号）

この規程は、平成19年 9 月 3 日から施行し、平成19年度予算に係る契約から適用する。

附 則（平成20年 1 月 31日付け19消技第3642号）

この規程は、平成20年 1 月 31日から施行し、平成20年 2 月 1 日以降に締結する契約から適用する。

附 則（平成21年 1 月 19日付け20消技第3184号）

この規程は、平成21年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 4 月 1 日付け20消技第4075号）

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 8 月 31日付け21消技第1761号）

この規程は、平成21年 9 月 1 日以降に手続を開始する入札から適用する。

附 則（平成22年 3 月 10日付け21消技第3475号）

この規程は、平成22年 3 月 15日から施行する。

附 則（平成22年 4 月 1 日付け21消技第3741号）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月 31日付け22消技第3856号）



この規程は、平成23年3月31日から施行する。

附 則（平成24年4月2日付け23消技第3806号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日付け24消技第3449号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日付け25消技第3653号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月27日付け27消技第1287号）

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日付け29消技第2927号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月23日付け2消技第2847号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日付け4消技第2716号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日付け6消技第3980号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。